

第22期 第32回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年3月8日（金）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	二本柳 勝
	〃	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	堤 静 子
	欠席委員	松 下 誠 四郎
〃	宮 野 昭 一	
〃	中 居 裕	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美 奈子
	非常勤事務員	鳴 海 留 美子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	総括主幹	山 形 呈 太
	三八地方水産事務所 所 長	田 村 直 明
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平

4 提出議案

議案第1号：特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆様がお揃いでありますので、ただ今から、第22期第32回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第32回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項2件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、東田委員と田高委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年2月13日付け5水管第3048号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項

に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回の諮問は国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか、意見を求めているものであります。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、補足説明させていただきます。

議案第1号の資料、3ページ目を御覧ください。

令和6年2月13日付けで農林水産大臣から、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

漁業法16条2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事管理漁獲可能量を設定するのは、本県に数量配分のある、すけとうだら太平洋系群及びするめいかとなります。

また、すけとうだら太平洋系群及びするめいかについての配分数量は、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理するものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではなく、県から助言・指導などを行う

場合がありますので、その点を御理解ください。

補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

質問もないようですので、それでは、議案第1号については諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「資源管理の状況等の報告について」を、県から報告を願います。

水産振興課 山形総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、山形総括主幹。

水産振興課 山形総括主幹

それでは、資源管理の状況等の報告について、御説明させていただきます。

この報告は、昨年も行っておりますが、漁業法の規定によりまして、漁業権を免許されている者は、毎年、その行使の状況を県に報告するということになっております。

その報告を受けた内容につきまして、県から海区漁業調整委員会へ報告することとなっております。

更に、この報告内容により、県では、免許された漁業権が適切かつ有効に活用されているかどうかということ判断しまして、漁業権切替えに係る漁場計画の作成の際には、この報告を基にいろいろ検討していくということになっております。

報告資料の2ページ目以降につきまして、今回は、漁業権者である漁協等から、これは、期間としては令和4年度分ということになるんですけども、令和4年度分として報告があったものでございます。

非常に細かい表となっておりますけれども、東部海区の全漁業権についての一覧表となっております。

2ページ目から4ページ目までが共同漁業権。5ページ目が区画漁業権。一番最後の6ページが定置漁業権となっております。

基本的には、各漁業権の漁業種類ごとに掲載しておりますが、第一種共同漁業権につきましては、種類が非常に多いということがございますので、採介藻として、延べの操業日数、漁獲量という形でまとめております。

掲載資料、細かい表となっております、恐れ入りますが、後ほど個々に御確認いただければと思います。

県からの説明は以上のおりでございます。

よろしく願いいたします。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

竹林委員

はい。

会 長

はい、竹林委員。

竹林委員

聞き逃したので、再度お聞きします。

ここに示されたのは、令和4年ということ、5年はまだ出来ていないということですか。

水産振興課 山形総括主幹

5年は、まだ報告を求めているので、令和4年の1月から12月までの分についての報告内容ということでございます。

竹林委員

はい、分かりました。

会 長

他にありませんですか。

それでは、質問もないようですので、続いて、②の「第40回太平洋広域漁業調整委員会及び第31回太平洋北部会の概要について」を事務局から報告をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

報告事項の資料2を御覧ください。

太平洋広域漁業調整委員会の第31回の北部会及び40回の委員会の概要についてです。

開催日時は、令和6年2月29日木曜日、10時30分から北部会、15時30分から本委員会の方が開催されております。場所は、農林水産省7階講堂で行われました。

出席者は、竹林委員と傍聴者、小職と八島主任専門員が出席しております。

会議の概要につきまして、まずは、北部会の方ですけれども、広域魚種の資源管理について報告がっております。

(1)になりますけれども、北部会のカレイ類及びマダラの資源状況について報告が、国の研究所からありました。

この中で、④のキアンコウ及び⑤のマダラにつきましては、資源水準が高位であり、資源動向も増加傾向にあるという報告がありました。

(2)になりますが、この上の四つの魚種についての水産庁からの報告になりますが、各海域での取り組みについて報告がっております。詳細につきましては、省略させていただきます。

次の(3)のマダラの陸奥湾産卵群の資源の取組についてですが、記述のとおり報告がっております。

裏面を御覧ください。

裏面は、第40回の本委員会に係る内容になります。

まず、一つ目に太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてですけれども、これについての審議を行っております。

事務局から出された案どおり、委員会指示を発動することに決定されておりますが、

その内容につきまして、これまでの内容を改めまして、まず、指示の有効期間は、令和6年の4月1日から令和7年の3月31日まで。

改正内容ですけれども、遊漁の報告の期間、義務になりますけれども、3日以内、現行の5日以内から3日以内に改めております。

また、マルの部分になりますけれども、違反者への対応方針の改正がなされております。

これまでの現行、2回の違反が確認された場合に裏付け命令の申請ができるという部分を「直ちに裏付け命令ができる」というふうに改めております。

2番になりますけれども、太平洋南部のキンメダイに関する委員会指示は、原案どおり発動することに決定されております。

3につきましては、先ほどの北部会の内容も含めまして、審議の結果が報告されております。

また、(2)のマサバの太平洋系群につきましては、資源量減少、親魚量の動向は、これも減少というふうになっております。

4のその他ですけれども、①TAC魚種の拡大に向けた検討状況について、これのマダラの本州太平洋系群、日本海系群、両方とも令和6年7月からTACの資源管理を開始するという報告になっております。

②になりますけれども、令和6年度の資源管理関係の予算措置についての報告があがっております。

主なものは記述のとおりですが、これは、あくまでも、現在、審議されている予算要求上の金額でありまして、ほぼ、ほぼ、前年と同じ額となっております。

この中には、積立プラスですとか、セーフティネット、燃油関係の予算等も含まれておりますが、当初予算決定後に、また年度末に補正が組まれるということです。

また、その他の部分になりますけれども、竹林委員の方から、このクロマグロの資源管理についての意見が出されておりますので、その内容につきましては、竹林委員の方から説明していただければ助かります。

事務局からは以上です。

会 長

ここで、会議に出席された竹林委員から一言お願いをいたします。

竹林委員

私の方からは、青森県内、他の県でも同様、イカの不漁、サケが獲れる方ではサケも不漁ということで、イカ釣り船を中心にした話をちょっとしました。

それは、遊漁のマグロの漁獲が1人1本という中でのトン数が決められておりますけれども、イカ釣りも不漁で、なんら獲るものがないという中で、マグロが増えて大変でいると。

そうしたことから、イカ釣りを主体としている漁船漁業を営んでいる者にも、最低でも1人1本と、遊漁と同じような枠をやったらどうかという話をさせてもらいました。「検討します」という話で終わっております。

そのぐらいです。

会 長

報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

御質問もないようですので、それでは、これで議事を全て終了し、以上、これもちまして第22期第32回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時48分